

院外処方せんに係る疑義照会簡素化プロトコル

保険薬局での患者待ち時間短縮および処方医・薬剤師の業務負担軽減の観点から、下記の項目については原則をふまえて、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項（※下記）に規定する医師の同意が得られたものとして取り扱う。

【原則】

- ◇アドヒアランス向上に資する安定性・利便性向上のための変更
 - ◇患者への服薬方法・安定性・価格など十分に説明し、同意を得た変更
 - ◇先発医薬品において、変更不可の指示がある場合には、後発医薬品に変更できない
 - ◇医療用麻薬および抗がん剤については対象外とする
 - ◇プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合、変更について薬剤部に FAX 等で報告すること（薬剤部 FAX 番号：029-233-9178）
- また、合意項目①～③の報告は、処方変更およびテンプレート入力で医師への報告とする

【合意項目】

- ①一般名処方への変更
(例) ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「日医工」⇒【般】ロキソプロフェン Na 錠 60mg
- ②患者および家族等の希望による 一包化指示の追加および削除
※ただし、一包化不可の指示がある場合を除く
- ③在宅材料・自己注射針の処方数の変更
- ④「疑義照会なしで変更調剤可能」（※別紙 1）に該当する報告は廃止とし、お薬手帳への明記、情報提供を実施すること

①～③は、FAX での報告、④報告は必要とせずお薬手帳への明記・情報提供を実施する。
それ以外の疑義照会については、従来通り薬剤部（029-233-0048）への電話連絡とする。

※薬剤師法第 23 条第 2 項

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更してはならない

当院内で同意を得た項目は、プロトコルの効果等の確認や合意項目の見直し等は、必要に応じて行うものとする。

別紙1 疑義照会なしで変更調剤可能

内服薬の場合

- ① 同一規格、同一剤形の後発医薬品への変更
- 以下②～④は「変更調剤後の薬剤料が変更前と同額又はそれ以下であること」が共通条件
- ② 同一剤形で含量規格が異なる後発医薬品への変更
- ③ 同一規格で類似する別剤形の後発医薬品への変更
- ④ 類似した剤形かつ規格含量が異なる後発医薬品への変更

類似する別剤形の医薬品（内服薬）

- ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤
- イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）
- ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

外用薬の場合

- ② 同一規格、同一剤形の後発医薬品への変更
- ④ 変更調剤後の薬剤料が変更前と同額又はそれ以下であり、同一剤形で含量規格が異なる後発医薬品への変更